

書評と紹介

林 淳著

『近世陰陽道の研究』

吉川弘文館 二〇〇五年二月一日刊
A5判 一四四四〇〇十八頁 一二〇〇〇円＋税

杉 岳 志

本書は、近世陰陽道の研究を精力的に進めてこられた林淳氏による初の論文集である。著者は八〇年代後半から近世の陰陽道に関する論考を発表しているが、本書に収録されたのは一九九三年成稿のII―IVを除くといずれも一九九九年以降に発表されたものであり、最新の研究成果に基づいた著書といつてよいだろう。

本書の構成は以下の通りである。

序

I 近世陰陽道の成立と展開

一 近世陰陽道の研究史

二 幸徳井家と南都陰陽道

三 王権と陰陽道

四 近世陰陽道の展開

II 土御門家の陰陽師支配

一 陰陽師と神事舞太夫の争論

二 伊勢の暦師集団

三 土御門家江戸役所の組織改革

四 修験と陰陽師の占考争論

III 土御門家と地方陰陽師

一 三河万歳の組織

二 知多の陰陽師と出稼ぎ万歳

三 但馬の地方触頭

四 『指田日記』と村の陰陽師

IV 陰陽道組織の変容・解体

一 寛政三年諸国触れの歴史的意義

二 天保十三年の宗教者市中取締の触れをめぐる諸問題

三 明治三年の天社神道廃止令

終章

本書は全四部で構成されており、第I部は研究史整理と陰陽道における中世から近世への転換、第II部は土御門家による諸宗教者・芸能者への支配拡大の実態、第III部は地方陰陽師の組織化と彼らの日常的活動、第IV部は近世後期以降に生じた陰陽道組織の変容と解体をそれぞれ主題とする。まずは各章の内容を紹介することとしよう。

最初にI―Iで著者は民俗学・暦学・日本史学における近世陰陽道の研究史を整理し、地方陰陽師研究の動向を紹介する。そして「筆者の立場からすると、近世の陰陽師とは、土御門家に支配された配下を端的に意味し、近世陰陽道とは、そうした陰陽師が関わった活動・儀礼・知識を意味するのである」(二

二頁」と著者の近世の陰陽師・陰陽道観を提示し、本書の課題を挙げる。

I—二は、これまで曆職家として取り上げられてきた幸徳井家の陰陽師としての活動に焦点を当てて、南都陰陽道の歴史を描く。大乘院門跡経覚・尋尊に仕えた幸徳井家初代友幸は、尋尊の時代に祓から日時勘申へと活動の範囲を広げ、これを評価した尋尊は友幸の位階昇進を後押ししたという。大乘院門跡とのつながりによって幸徳井家は戦国の世を生き残り、近世初期には三代に渡って陰陽頭を務めるものの、土御門家との争論に敗れて曆職へと職分が限定されてゆく。

I—三は室町政権・徳川政権と陰陽道の関係を論じる。室町時代については柳原敏昭氏の研究を整理し、国家的祈禱権を奪取した義満が密教修法と陰陽道祭祀を合わせた祈禱体制を確立して、「祈禱管領」と称すべき陰陽家に独占的に祈禱・勘申を行わせたこと、以後將軍権力と密着することで陰陽道は隆盛を迎えるが、幕府の衰退とともに衰微したことを指摘する。一方徳川政権に対して土御門家は身固や天曹地府祭などの陰陽道祭祀をもつて奉仕するが、もはや独占的に祈禱・勘申を請け負う「祈禱管領」ではなかったと評価し、土御門家が陰陽師支配の権限を獲得して身分的編成の一翼を担うこととなった点に陰陽道史における中世から近世への転換を見出す。

I—四は土御門家による陰陽道の神道化・陰陽頭の奪取・陰陽師の組織化を検討する。近世初期の段階では土御門家は吉田神道の一分派という位置にあったが、土御門泰福は寛文五年（一六六五）の諸社禰宜神主法度をきっかけに吉田家への対抗

心を燃やし、垂加神道を受容して天社神道（安家神道とも）を確立する。そして同様の法度を求めて幸徳井家・大黒家と争論を引き起こし、さらに陰陽師支配のため陰陽頭の地位を幸徳井家から奪取するに至る。ここに及んで土御門家の陰陽師支配を認める靈元天皇の綸旨及びそれを追認する將軍綱吉の朱印状が出され、国家的承認のもとに土御門家による配下支配が開始されたという。

II—一は神事舞太夫と陰陽師の争論を取り上げる。当初、神事舞太夫は陰陽師との争論で不利な裁許を受けるが、数々の争論を繰り返す中で家職書を整え、寺社奉行の行政命令を仰ぎつつ排他的組織を形成してゆく。著者は陰陽師との争論こそが神事舞太夫教団の形成を促したと指摘し、家職書に梓神子法令が添付された正徳三年（一七一三）に教団の画期を見る。

続くII—二は伊勢の曆師集団を題材とする。著者は第一期（中世末）・第二期（貞享曆成立へ一六八五まで）・第三期（宝暦元年へ一七五一まで）・第四期（宝暦二年以降）という時期区分を行い、第二期から第三期の間には、地域内での作曆をめぐる争い↓地域内での仲間形成・地域外とのナワバリ争いという変化があったこと、その背景には貞享曆という全国一律の曆の登場があったことを明らかにする。また、第四期に土御門家は陰陽師支配の方式を曆師支配に適用するが、円滑には進まなかったことを指摘している。

以上の二章はいずれも近世前期を中心とする事例であるが、近世後期になると土御門家はあらたな論理を打ち出して争論を重ねることになる。この転換を描いたのがII—三である。陰陽

書評と紹介

頭土御門泰邦の再触れ要請が幕府に斥けられたことをきっかけに、土御門家江戸役所は独自に江戸の陰陽師の組織化へ乗り出し、配下陰陽師を古組・新組・新々組・売卜組・在組へと分類する。そして陰陽師を「占考を行う者」と再定義して他の宗教者の抱え込みを図り、争論を引き起こしてゆくのである。著者はここに、先発の他の宗教者の勢力範囲を切り崩すことでしか組織の拡大を望めなかった土御門家の陰陽師支配の特質を見出している。

II―IVは他宗教者の勢力範囲切り崩しの一例として、修験との占考をめぐる争論を取り上げる。当山派修験は報酬の有無をもつて占考と売卜を別物とする主張を繰り返すが、実際には報酬目的に占考を行うことも多かったことから、陰陽師に対し劣勢に追い込まれる。それに対して本山派修験は占考と売卜の間の本質的な違いを主張し、さらに本所の聖護院が積極的に介入して武家伝奏に働きかけることで文化八年（一八一）に和談を勝ち取っている。著者はこの和談を土御門家の挫折と見なし、その原因のひとつに江戸と上方の宗教行政の違いを指摘する。

第III部ではまずIII―Iで三河万歳師の組織化を検討し、近世初期に集住した三河の万歳師が貞享元年（一六八四）以降土御門家の配下となって土御門家江戸役所から職札の発給を受けたこと、宝暦・明和年間（一七五一―一七二）に江戸役所による万歳師支配体制が確立し、以後組織上大きな変化はなかったことを三河国宿村の事例から確認する。その一方で、幕末には江戸役所と京都役所の間に配下支配をめぐる緊張関係が存在したこ

とを明らかにし、両役所を一体化して考えてきた従来の研究に見直しを迫っている。

続くIII―IIは知多の陰陽師を取り上げる。先行研究では知多の陰陽師が特権者でありながら賤視されたことが指摘されているが、著者は知多の陰陽師には土御門家から陰陽師小頭に任命される村の有力者クラスと配下の陰陽師という二つの階層が存在し、後者が賤視の対象となったと説明する。前者は役所を構えて知多の万歳師を独自に支配するが、これを嫌って土御門家に直接結びつこうとする動きが十九世紀には見られ、土御門家側も地方触頭を介さずに直接配下に取り込むことに積極的であったという。

III―IIIは但馬の事例である。ここで検討される芦谷村の安谷家は中世末に開発土豪として定着し、近世には庄屋を務める家であったが、近世初期の時点で既に土御門家の配下となっていた。特徴的なのは陰陽道的な占いや呪法に従事しないという点で、土御門家との関係強化に励むのも陰陽師支配のためではなく、地域社会での威信の誇示のためであった。このような安谷家について著者は、「安谷家は、土御門家「配下」ではあったが、本来の意味で「陰陽師」ではなかった」と評している（二五二頁）。一方、土御門家の側は安谷家を触頭に任命して、様々な役割を担わせた。安谷家の事例から、地方の陰陽道触頭は貢納料の上納に加えて取締役の補助と紛争の調停を行ったことが明らかとなる。

III―IVでは武蔵の村に住む陰陽師指田藤詮の活動を、彼自身の日記を利用して解明する。藤詮は土御門家の許状を得て陰陽

師として活躍するだけでなく、村の知識人として寺子屋を開設し、さらに村内の神明社の神職として神事と祭礼を執行するなど、その活動は多様なものであったことが紹介される。著者は加えて村内の動向にも着目し、地域社会での真福寺のヘゲモニーが修験の本山・陰陽道の本所によって低下させられていく様子を描き出している。

IV―一は、寛政三年（一七九一）の触れによって土御門家の陰陽師支配が全国へ拡大したとする高埜利彦氏の説（『近世陰陽道の編成と組織』同『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年）を批判し、その歴史的意義を再考する。

著者はこの触れが各地に及ぼした影響を検討することで、幕府は諸宗教者の人別掌握のために土御門家を利用したこと、土御門家側は藩権力の機構を利用することで配下の拡大を図ったことを指摘し、高埜氏による時期区分の画期点にあらたな意味を見出している。

続くIV―二では天保十三年（一八四二）の触れについて考察を加える。そもそも触案の段階では宗教者の市中追放・裏店住とした上での統制という二案が存在し、水野忠邦の推す前者の内容で発布された。しかし触れに対して三寶院・聖護院の両門跡から猶予願いが出され、触れの空洞化を避けるために神職・修験に代替地を与えて移住を命じることになる。これによって神職・修験は集団生活を営むこととなり、触頭・執役の一元的支配が確立する。一方陰陽道江戸役所はこの宗教者市中取締によってその機能を低下させたという。

IV―三は土御門家の陰陽師支配に終止符を打った明治三年

（一八七〇年）の天社神道廃止令を取り上げ、この時期に発布された意味とその目的を解明する。これまでの研究では天社神道は「淫祠邪教」であるが故に廃止されたと説明されてきたが、天社神道は旧弊とされたのであって、淫祠邪教とされたわけではなかった。天社神道廃止は編曆事業からの土御門家排除と軌を一にしていることから、政府の目的は旧幕時代の身分制度とそれに伴う権威の解体にあったと著者は結論付ける。

終章は本書の成果を指摘し、今後の課題として、中世末の畿内の散所法師・声聞師研究の成果を取り入れて陰陽師と賤視の問題に向き合うことを挙げる。

以上、本書の内容は多岐に渡るため、少々詳しく紹介した。各章とも豊富な史料を基に論じられており、その中には未刊行史料も数多く含まれている。各地の史料を地道に掘り起こし、丹念に分析されたことに敬意を表したい。

続いて本書の成果であるが、著者は終章で、①近世陰陽道の歴史像を中世・近代の宗教史の関連の中で描いたこと、②近世陰陽道史の時期区分・段階論の再検討、③陰陽師をめぐる家職争論の分析、④近世後期の宗教社会史への見通しの指摘、の四点にまとめている。いずれも今後近世陰陽道の研究を進める上で参照されるべき、重要な成果である。ここでは上記の点も含め、評者なりの視点で本書の成果を指摘することにした。

第一に、著者自身成果の一つとして挙げている通り、中世から近代までの歴史的な流れの中で近世陰陽道を検討し、その特質を考察した点である。本書によって、著者が言うところの陰

書評と紹介

陽道の「没落史観」(七二―三頁)を乗り越えて近世陰陽道が位置付けられた。陰陽師支配の権限を認めた天和三年(一六八三)の繪旨・朱印状に基づき、土御門家が配下に陰陽師の身分・職分を与えて編成した点に中世陰陽道と近世陰陽道の画期がある、という著者の主張は、宗教における中世から近世への移行を考える上で大きな示唆に富む。

第二に、他の宗教者・芸能者との関係の中で近世の陰陽道史を描いたことである。II―Iの神事舞太夫の事例で指摘されたように、諸宗教者は互いに差異化を図る中で自らのアイデンティティを発見あるいは確認し、集団を形成した。そもそも土御門家が陰陽師支配に乗り出して組織化を図るのも、寛文五年(一六六五)の諸社禰宜神主法度がきっかけであった。後発の陰陽道が組織の拡大を遂げるには、他の宗教者集団を切り崩すより他なかったという指摘(II―三)と合わせ、本書は近世宗教史研究には諸宗教者・芸能者の比較検討が不可欠であることを読者に喚起する。近世における多様な宗教者・芸能者の研究を大きく進展させた身分的周縁論でも諸集団の併存と競合に注目が集まっており(塚田孝「身分的周縁論——勸進の併存を手がかりとして」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座6 近世社会論』東京大学出版会、二〇〇五年)、今後はこうした方向から研究が深められていくものと思われる。

第三に、地方陰陽師の実態を解明した点である。土御門家に入門した陰陽師でありながら神主となった事例は既に知られているが(井上智勝「神道者」高埜利彦編『シリーズ近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇〇〇年)、

『指田日記』という得難い史料を利用することによって、本書はそうした人物の具体的な様相を明らかにした(III―四)。どれだけ一般化できる事例なのかかわらないとはいえ、陰陽師として祈禱を実施する一方で村内の神明社の社家として神事や祭礼を取り仕切り、医学を学んで薬を病人に施し、寺子屋の師匠として教育に携わる指田藤詮の事例・陰陽道的な占いには従事しないにもかかわらず、陰陽師であると自己主張する但馬国芦谷村庄屋安谷家の事例(III―三)とも、評者の思い描いていた陰陽師のイメージを覆すものであった。いずれの事例も、我々に陰陽師像の再考を迫る貴重な成果であろう。

第四に、王権と陰陽道の関係から陰陽師の組織化、地方陰陽師の実態に至るまで、近世の陰陽道を多面的に論じた点を評価したい。著者の関心は近世の土御門家の配下支配・家職争論の検討を通じた陰陽師の組織の解明にあることが終章に明記されているが(三八七頁)、それでもなお、I―三で王権と陰陽道の関係、III―四で陰陽師の日常的活動を取り上げたことで、組織論を超えた近世陰陽道の総合的な把握が可能となったといえるよう。

このように重要な成果をあげた本書であるが、いくつか疑問に感じた点もあった。

まず、研究史の整理についてである。梅田千尋氏は「陰陽道本所土御門家の組織展開」(『日本史研究』四八七号、二〇〇三年)において、職分支配を受けた陰陽師のほかに天文暦学の門人も土御門家に結びついており、彼らの中には福田金塘・理軒

兄弟や米室白裕のように触頭となつて陰陽道組織を支える者が存在したこと、幕末期には天文暦学という「学知」の領域まで陰陽道の職分が拡張され、天文暦学者も陰陽道組織に取り込まれていったことを明らかにしている。陰陽道組織解明の上で大変重要な指摘であると思われるが、本書が梅田氏の研究に触れるのは時期区分に関してのみで、この点については残念ながら言及されていない。

次に、著者は、近世陰陽道の歴史的特質は「土御門家を頂点とする一元的な組織が形成されたこと」にあるので、「近世においては（中世とは―引用者注）逆に、土御門家の陰陽師支配に対象を狭く限定して研究をすすめるべきなのである」と主張する（七四頁）。しかし陰陽頭が近世の朝廷で果たした役割はいまだ十分に解明されておらず、近世陰陽道の研究対象をこのように限定してしまつてよいのか、疑問を覚えた。陰陽頭に関する研究が不十分であることを示す例をひとつ挙げれば、明和八年（一七七二）に土御門泰邦が土御門家で初めて正二位に叙された背景には、宝暦の改暦の功績があつたのではないかと著者は推測しているが（一四九頁注34）、私見では、明和六年（一七六九）の「彗星」・同七年の「孛星」出現時に予言的中させたことが大きかつたのではないかと思う（明和六年には、予言の中により泰邦の息子泰信が従五位上に叙されている）。近世の陰陽頭に関しては遠藤克己氏の研究（『近世陰陽道史の研究』未来工房、一九八五年）があるものの、著者も研究史整理で指摘しているように、紹介された史料の分析や考察は十分になされていない。今後は陰陽頭についても研究を進める

必要があるだろう。

最後に、使用されている個々の史料の性格が検討されていない点が気になった。中には、近世中期に成立したと考えられる『名将名言記』を典拠とした『徳川実紀』の二代將軍秀忠に関する逸話（六五頁）のように、使用に当たっては慎重を期すべきと思われる史料もみられる。また、記録は残っていないが、天和年中（一六八一―一八四）には幕府から触れが流され、当時陰陽師改めを実施して「有髪束髪二而占考祈禱最方角等考致候輩」はことごとく当家支配となつた、という土御門家の主張から著者は「土御門家による陰陽道改めがあつた模様である」と述べるが（一五九頁）、はたしてこの主張が事実なのか、厳密な史料批判が必要であろう。本書が中心的に取り上げる組織の拡大には当事者の利害が絡む以上、史料に何らかの作為が潜んでいる可能性は否定できない。使用された史料の大半は信憑性に問題ないと思われるが、十分な史料批判を行った上で議論がなされていれば、地道な実証作業に基づいた本書の説得力はさらに増していたに違いない。

以上、浅学の身も顧みず、思いつくままに感想を述べてきた。評者の力量不足によつて、誤読・誤解をしてしまった箇所もあろうかと思う。ご寛恕を乞う次第である。本書のあとがきは、次のような一文で締めくくられている。「将来、どこかで私と出会い、私と議論をたたかわせるであろう未来の友人に、本書を捧げることにしよう」。一人でも多くの人が本書を手に取り、著者との議論に参加することを祈念して擲筆することにした。